

研究活動に係る行動規範

制定日 平成20年 2月14日

最終改定日 平成27年 3月14日

学校法人明倫学園明倫短期大学（以下「本学」という。）における研究活動は本学規程に則り行ってきた。

しかしながら、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、本学はこのたび、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 研究者をはじめ本学構成員は、本学の研究活動における研究費が、学生からの学費収入や公的研究費補助金等の外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則を遵守する。
2. 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をする。
3. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努める。
4. 研究者は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分に留意する。
5. 研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。
6. 本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努める。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置しない。

この行動規範の改廃は、教授会において学長が裁定し、理事会において決定する。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。